

〔寛永大雜書〕三年ふさがりの方をまゐる事

み、むま、ひつじのとしより、東三年ふさがり

さる、とり、いぬのとしより、南に三年ふさがり

い、ね、うしのとしより、西に三年ふさがり

とら、う、たつのとしより、北に三年ふさがり

〔籠篋内傳〕日之塞方之事

朔日卯	二日	三日午	四日	五日酉	六日	七日子
一東	二巽	三南	四坤	五西	六乾	七北
廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日	廿七日
八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日
廿八日	廿九日	三十日	十一日	十二日	十三日	十四日
八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日
廿八日	廿九日	三十日	十一日	十二日	十三日	十四日

右此方者日之大將軍也、深凶之、

時之塞方之事

子之時者子之方、何其時其方可覺也、

〔江次第抄〕正月四方拜略

次大將軍。一方三年、二千三辰、假令寅卯辰年在北方、次東、次南、次西也、

〔朝野群載〕勘申木工寮屋舍爲大風所顛倒、欲令造立可忌哉否事

右自内裏指彼寮當丙方也、丙方是大將軍在地之内也、仍須待遊行日造立無妨、但新造舍屋可有其

忌、仍以勘申、

天祿四年五月廿六日

主計頭賀茂朝臣保憲

〔朝野群載〕勘申自鳥羽南殿至于興福寺方角事

南行二百八十六町二十五丈四尺八寸、以爲町

東行六十四町九丈